

浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

しっかり
みてくれないと
ちゃんと
働けません



ぼくの中では
小さな生き物が
水の汚れを
食べています



みんなの川をきれいにするため

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています

年3~4回

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

保守点検は微生物が
しっかり働けるよう
浄化槽を管理します

維持管理

年1回の総合診断

法定検査

(定期水質検査)

年1回

清掃

たまった汚泥や
固形物の引き抜き

「汚泥」は、たくさん
食べて重くなって沈
んだ微生物です

川を汚さないきれいな水

- 浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。
- 保守点検や清掃がきちんと行われないと浄化槽は機能を発揮できません。
- 法定検査（定期水質検査）は浄化槽の放流水をチェックし、その結果は使用者や保守点検業者に通知され、ふだんの維持管理に活かされる重要な検査です。
- 保守点検は保守点検業者に、清掃は清掃業者に、法定検査は県が指定した検査機関に依頼してください。それぞれに費用（手数料）がかかります。

法定検査受検のお手続

申込先

- 次の指定検査機関に直接電話または申込ハガキ（検査依頼書）で申し込んでください。

(社)埼玉県環境検査研究協会

(本 部) さいたま市大宮区上小町1450-11

☎048-649-5151

(西部支所) 坂戸市八幡町1-11-34

☎049-284-2911

- 契約している保守点検業者、清掃業者も申し込みを受け付けます。
- 資格をもった保守点検業者（指定採水員）は、法定検査の一部を行えます。

検査手数料

- 定期水質検査
（浄化槽法第11条検査）

● 処理対象人員 ●

10人槽以下…………… 5,000円

11～20人槽…………… 7,000円

21～50人槽…………… 10,000円



埼玉県のマスコット「コバタン」

問い合わせ・依頼(申込み)先

清掃業者

市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

保守点検業者

県水環境課ホームページまたは水環境課・環境管理事務所におたずねください。

※指定採水員については、指定検査機関またはご契約の保守点検業者におたずねください。

※指定採水員事業所は、県水環境課と指定検査機関のホームページに掲載しています。

指定検査機関 (社)埼玉県環境検査研究協会

本 部 ☎048-649-5151

西部支所 ☎049-284-2911

桶 川 市
環 境 課

TEL 048-786-3211

埼玉県

水環境課 浄化槽普及促進担当

☎048-830-3083

中央環境管理事務所 大気水質担当

☎048-822-5199

浄化槽をお使いの皆様へ

きれいな川を守るために

浄化槽の維持管理と法定検査（定期水質検査）受検のご案内

ご家庭のトイレなどからの汚れた排水は、庭先などに埋設された浄化槽の中で微生物の働きによって浄化され、きれいな上澄みが消毒されて流されています。浄化槽がきちんと維持管理されていないと、川や水路を汚す大きな原因になります。

浄化槽にたまった汚泥（働き終わって沈んだ微生物）や固形物を定期的に引き抜くのが「**清掃**」です。また、浄化槽の様々な装置の点検・調整や消毒薬の補充を行うのが「**保守点検**」です。「**法定検査（定期水質検査）**」は、浄化槽が十分浄化機能を発揮し、きれいな水が放流されているかを検査する、浄化槽の定期健康診断です。

■三つの維持管理は、きれいな川を守るため、**法律で浄化槽の使用者に義務づけられています。実施しているかどうか、ぜひ確認してください。裏面のチェックシートも参考にしてください。各業務の依頼（委託）先は次のとおりです。**

清 掃 市町村が許可した清掃業者（年1回）

保守点検 県（さいたま市・川越市）に登録した保守点検業者（年3～4回）

法定検査 県が指定した検査機関（年1回）

※それぞれについて費用（手数料）がかかります。

※法定検査の申込は、保守点検業者、清掃業者も受け付けます。

※わからないことは、指定検査機関、県または市町村におたずねください。

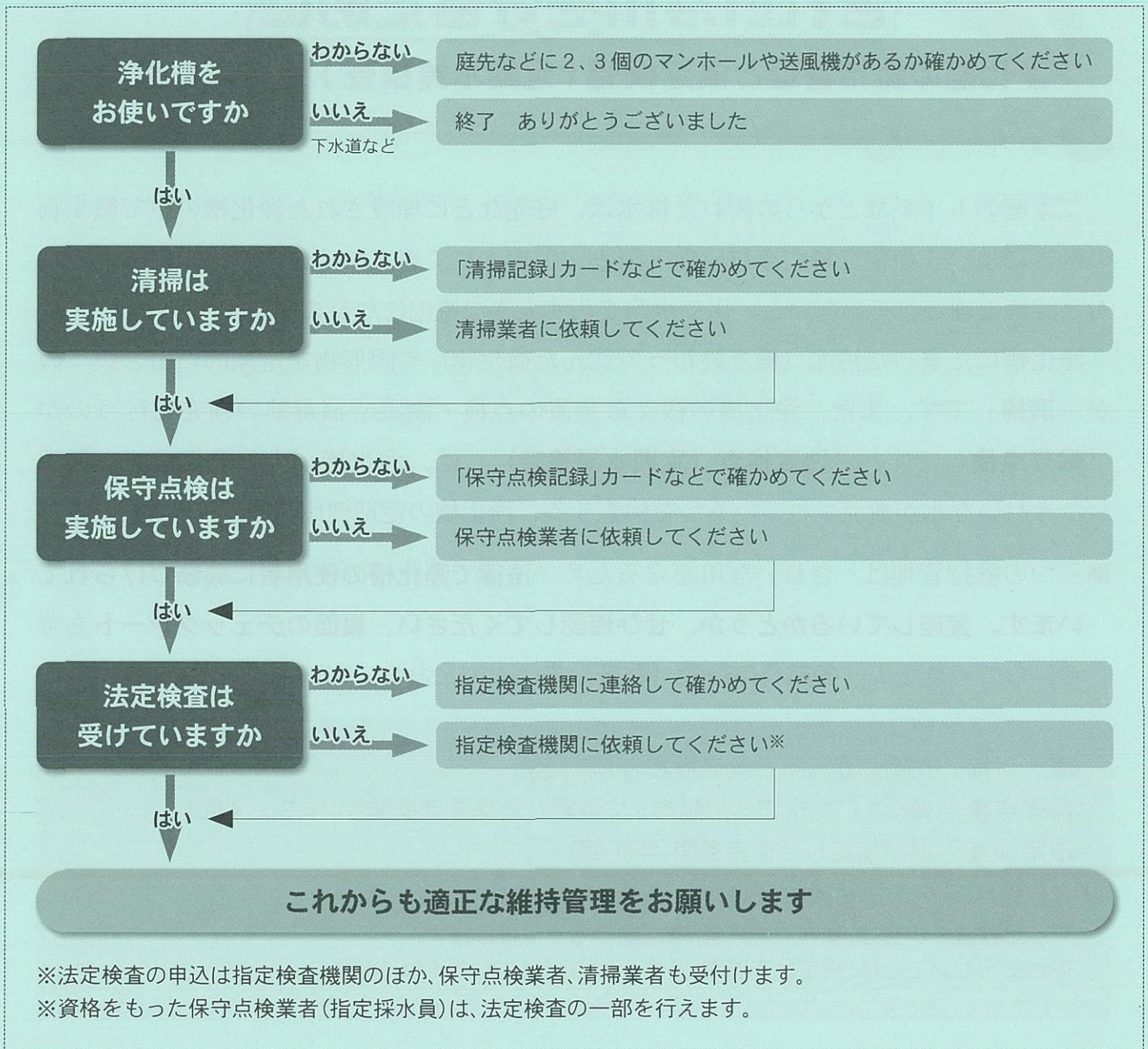
■**清掃**や**保守点検**がきちんと行われないと、浄化槽から汚物や汚水が流れ出て、川の汚れや悪臭の原因になります。必ず実施してください。

■年1回の**法定検査**は、お使いの浄化槽からの放流水をチェックし、その結果は保守点検など、ふだんの維持管理に活かされる重要な検査です。必ず受検してください。

■**問い合わせ・依頼（申込）先は、裏面と別紙のチラシをご覧ください。**

●浄化槽には、トイレ排水だけを処理する**単独処理**と台所や風呂、洗濯排水をいっしょに処理する**合併処理**があります。詳しくは保守点検業者におたずねください。

●単独処理浄化槽をお使いの皆様は、排水の汚れが約1/8になる**合併処理浄化槽への転換**に努めましょう。補助制度については、市町村におたずねください。



※法定検査の申込は指定検査機関のほか、保守点検業者、清掃業者も受付けます。
 ※資格をもった保守点検業者(指定採水員)は、法定検査の一部を行えます。

問い合わせ・依頼(申込み)先

清掃業者

市町村ホームページまたは市町村の浄化槽担当課におたずねください。

保守点検業者

県水環境課ホームページまたは水環境課・環境管理事務所におたずねください。

※県水環境課ホームページには指定採水員事業所も掲載しております。

指定検査機関 (社) 埼玉県環境検査研究協会

本 部 ☎048-649-5151

西部支所 ☎049-284-2911

桶 川 市
環 境 課

TEL 048-786-3211

埼玉県

水環境課 浄化槽普及促進担当

☎048-830-3083

中央環境管理事務所 大気水質担当

☎048-822-5199